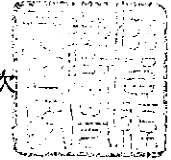


草河発第 495 号
平成15年3月14日

国土交通省 近畿地方整備局
琵琶湖工事事務所
所長 児玉 好史 様

草津市長 芥川 正 次



「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）」に対する意見について

平成15年1月24日付け、国近整琵琶調第50号で照会のあったことについて、下記のとおり提出します。

記

1. 意見

「4-3治水計画のあり方」の「(1)超過洪水を考慮した治水計画」の中で、破堤され難くする河川対応と破堤しても被害を軽微なものとする流域対応を併せて実施する必要があるとあるが、破堤しても被害を軽微なものとする流域をどのような形で明らかにされるのか、住民の理解をどのような方法で得られるのか、より具体的に示してほしい。

また、農業の被害に係る治水計画がなされていない。平成7年5月の大雨により、琵琶湖水位は+93cmまで増水し、本市北山田町の施設野菜産地が甚大な被害を受けた。ぜひ農業被害対策を考慮した治水計画も立てていただきたい。

なお、本市においては、改修された草津川放水路の上流部をはじめ、いわゆる天井川といわれる一級河川の未整備区域が数多くあり、河川にはそれぞれの河川に特性を有しており、その地域にあった整備が必要であり、地域住民から河川整備計画の理解と安心を得ることもあるため、これらの平地河川化等についても、従来どおりの河川整備計画に基づく早期着手をお願いしたい。